

82号

- 及七、大正十五年一月二月、六ヶ月ト定ム
- (三) 下廻リ及ヒ木取職工ハ之ニ準據スル事
- (四) 樽増賃金ハ從前通リトス
- (五) 毎年賃金ノ協定ハ参月或指五日トシテ
協定ノ有効期間ハ大正十三年三月二十六日
ヨリ向壹ノ年間トス

右協定ス

大正十三年三月三日

櫻洲酒樽製造業組合代表者

一同署名印

灘製樽工組合代表者

一同署名印

◎以上協定書ニ通リ作製シ各署名捺印シ双方一通宛保管スルベシ

兵業勞秘第二四三號

大正十三年二月二十日

兵庫縣知事 平塚廣義

内務大臣 水野鍊太郎 殿

社會局長官 池田宏 殿

警視總監 赤池濃 殿

京都 大阪、和歌山各府縣知事 殿

製樽工賃金値上要求ニ對スル

田答延期ノ件

此下灘製樽工が本年ノ賃金協定期ニ先テ値上要求書ヲ提出シタルコトハ既報ノ通りナルガ豫想